第6章　契約

第1節　一般競争入札(第101条－第110条)

第2節　指名競争入札(第111条・第112条)

第3節　随意契約及びせり売り(第113条－第116条)

第4節　契約の締結(第117条－第121条)

第5節　契約の履行(第122条－第139条)

第6節　監督及び検査(第140条－第146条)

第6章　契約

第1節　一般競争入札

(一般競争入札参加者の資格)

第101条　契約担当者は、施行令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その内容ならびに資格審査の申請時期及び方法等について町広報または新聞への掲載その他の方法により公示しなければならない。

2　契約担当者は、一般競争入札に参加しようとするのものから前項に規定する資格審査の申請があったときは、その資格の有無について審査し、その結果について通知するとともに、資格を有するものの名簿を作成しなければならない。

(入札の公告)

第102条　施行令第167条の6第1項の一般競争入札の広告は、その入札期日の前日から起算して10日前に、町広報又は新聞への掲載、掲示その他の方法によるものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日前までに短縮することができる。

2　前項の広告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　入札に付する事項

(2)　契約条項に示す場所及び日時

(3)　入札執行の場所及び日時

(4)　入札保証金に関する事項

(5)　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(6)　前各号に定めるほか必要と認める事項

3　建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定に係わらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する見積期間によるものとする。

(予定価格)

第103条　一般競争入札に付する事項については、その予定価格を定め、予定価格調書(様式第70号)を作成して封書にし、開札の際これを開札場所に置く。ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札にあっては、入札執行前にその予定価格を公表することができる。

2　予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定める。ただし、単価について契約しようとするときは、単価について予定価格を定めることができる。

3　予定価格を定める場合においては、当該物件、工事又は役務の取引きの実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期限の長短等を考慮する。

(入札保証金の納付)

第104条　契約担当者は、入札参加をして、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。ただし、次の各号のいづれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1)　入札参加者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)　入札参加者が過去2年間に町、国(公団等を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2　インターネットを利用して公有財産の売払いに係る一般競争入札を執行する場合（以下「公有財産売却システム」という。）については、前項の規定に係わらず、町長がその都度定める額以上の額とする。

3　前2項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券等の提供をもって代えることができる。

(1)　国債又は地方債

(2)　特別の法律により法人の発行する債券及び町長が確実と認める社債券

(3)　銀行又は町長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

(4)　銀行又は町長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

(5)　銀行又は町長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

(6)　銀行又は町長が確実と認める金融機関の保証

(7)　公有財産売却システムを管理する事業者の保証

4　前項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

(1)　前項第1号に掲げる担保　額面金額

(2)　前項第2号に掲げる担保　額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8に相当する金額

(3)　前項第3号に掲げる担保　手形金額(その手形の満期の日が未到来であるときは、提出した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)

(4)　前項第4号に掲げる担保　小切手金額

(5)　前項第5号に掲げる担保　定期預金債権証書に記載された債権金額

(6)　前項第6号に掲げる担保　その保証する金額

(7)　前項第7号に掲げる担保　その保証する金額

(入札保証金の還付等)

第105条　入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、入札終了後、直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

2　入札保証金には、利子を付さない。

(最低制限価格の決定)

第106条　契約担当者は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設ける必要があるときは、予定価格の決定の例によりこれを定めなければならない。

2　前項の規定により最低制限価格を定めたときは、前条第1項の予定価格調書に当該最低制限価格を合わせて記載しなければならない。

3　最低制限価格を設ける場合には、第103条の規定による公告において、その旨を明らかにしなければならない。

(入札の方法)

第107条　契約担当者は、入札参加者をして、入札執行の場所及び日時に入札書(様式第71号)を封筒に封入のうえ提出させ、又は入札箱に投入させなければならない。ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札にあっては、入札書に代えて当該システムに必要事項を登録させることにより行わせることができる。

2　入札書は郵便により提出させることができる。この場合においては、入札書在中の旨を表記した封筒に封入のうえ、更にこれを封書にして書留の取扱いにより提出させなければならない。

3　前項の規定により提出させる入札書は、開札時刻までに到達したものに限り、これを受理する。

4　代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出させなければならない。

5　前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。

6　入札参加者は、同一入札において他の入札参加者の代理人となることができない。

7　第2項の場合において、第104条第3項の規定による入札保証金を同封することを妨げない。

(入札の無効)

第108条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札に参加する資格のない者のした入札

(2)　同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(3)　同一の入札について2人以上の代理人となった者のした入札

(4)　同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5)　入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(6)　談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7)　金額その他入札記載事項が脱落し、若しくは不明りょうで確認できない入札又は首標金額を訂正した入札

(8)　委任状を持参しない代理人のした入札

(9)　記名押印を欠く入札

(10)　前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札通知)

第109条　契約担当者は、落札者が決定したときは、直ちに口頭又は落札通知書(様式第72号)によりその旨を落札者に通知しなければならない。

(再度公告入札)

第110条　契約担当者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合においては、施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う場合を除き、更に公告して、一般競争入札に付することができる。

第2節　指名競争入札

(入札者の指名)

第111条　契約担当者は、指名競争入札に付するときは、入札に参加する者をなるべく3人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2　前項の規定により入札者を指名したときは、第102条第2項の各号に規程する事項を入札者に通知しなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格等の準用)

第112条　第101条第1項及び第104条から第110条までの規程は、指名競争入札の場合に準用する。

第3節　随意契約及びせり売り

(随意契約によることができる契約の金額)

第113条　施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　工事又は製造の請負　130万円

(2)　財産の買入れ　80万円

(3)　物件の借入れ　40万円

(4)　財産の売払い　30万円

(5)　物件の貸付け　30万円

(6)　前各号に掲げるもの以外のもの　50万円

(見積書の徴収)

第114条　契約担当者は、随意契約により契約しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。

(1)　契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。

(2)　市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。

(3)　1件の予定価格が5万円以下の物品を購入するとき。

(4)　1件の予定価格が5万円以下の修繕をするとき。

(5)　緊急施行を要する工事又は修繕をするとき。

(6)　2人以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき。

2　前項の規定にかかわらず、契約の目的若しくは性質により見積書を徴することが適当でないと認めるとき、前項第3号の場合においてその金額が5,000円以下のものであるとき、国又は地方公共団体と契約しようとするとき、郵便切手、郵便はがき、収入印紙等専売価格の定めがあるものを購入するとき及び定期刊行物、法令集の追録等の購入その他特別の事由があるときは、見積書を徴さないことができる。

(予定価格)

第115条　契約担当者は、随意契約により契約しようとするときは、第103条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、特に必要がないと認めるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(せり売り)

第116条　契約担当者は、せり売りをしようとするときは、職員を指定し、当該職員をしてせり売りをさせなければならない。ただし、特に必要と認めるときは、職員以外の者からせり売り人を選び、職員を立ち会わせてせり売りを行うことができる。

2　第101条から第106条までの規定は、せり売りについて準用する。

第4節　契約の締結

(入札に付した契約の締結期間)

第117条　落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約(議会の議決に付すべきものについては、仮契約。本条及び次条において同じ。)を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

2　落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札の効力を失う。

(契約の締結)

第118条　契約担当者は、契約を締結しようとするときは、支出負担行為伺及び契約締結伺(様式第40号)及びこれに添付された設計図書(図面及び仕様書をいう。以下同じ。)その他の書類を審査し、次に掲げる事項を記載した契約書を作成して、契約の相手方(以下「契約者」という。)とともに当該契約書に記名押印するものとする。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。

(1)　契約の目的

(2)　契約金額

(3)　履行期限又は期間

(4)　契約保証金に関する事項

(5)　契約履行の場所

(6)　契約代金の支払又は受領の時期及び方法

(7)　監督及び検査に関する事項

(8)　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項

(9)　危険負担に関する事項

(10)　かし担保責任に関する事項

(11)　契約に関する紛争の解決方法

(12)　その他必要な事項

2　前項の規定にかかわらず、1件の金額が10万円(公有財産を購入する場合を除く。)を超えない契約については、契約書に代え、請書(様式第73号)によることができる。

(契約書等の省略)

第119条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成及び請書を省略することができる。

(1)　1件の金額が5万円を超えない随意契約をするとき。

(2)　物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

(3)　官公署と契約をする場合において、契約書を作成する必要がないと認められるとき。

(4)　せり売りに付するとき。

(契約保証金の納付)

第120条　契約担当者は、契約を締結したときは、直ちに契約者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1)　契約者が、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2)　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3)　契約者が、過去2年間に町、国(公団等を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5)　物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。

(6)　随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2　公有財産売却システムに係る一般競争入札については、入札保証金をもって充当することができる。

3　前2項に規定する契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1)　第104条第3項に掲げる担保

(2)　銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「前払法」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

4　第104条第3項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第6号中「前項第6号」とあるのは、「前項第6号又は第123条第2項第2号」と読み替えるものとする。

(契約保証金の還付)

第121条　契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、契約者が契約を履行したとき又は第130条の規定による契約の解約があったときは、直ちに還付するものとする。

2　契約保証金には、利子を付さない。

第5節　契約の履行

(工事の変更、中止等)

第122条　契約担当者は、必要があると認めるときは、工事の内容を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は期限を変更する必要があるときは、双方協議のうえ、書面によりこれを定める。

2　前項の場合において、契約者が著しい損害を受けたときは、その損害を賠償する。

3　賠償額は、双方協議のうえ、これを定める。

(期限の延長)

第123条　契約者は、天候不良その他契約者の責に帰することのできない事由又は正当な事由により期限内に工事を完成することができないときは、契約担当者に対して遅延なく事由を付して期限の延長を求めることができる。

2　前項の場合において、契約担当者は、事実を調査し、事由があると認めたときは、契約者と協議して延長日数を定める。

(契約の変更、中止等)

第124条　契約担当者は、必要があると認めたときは、契約者と協議のうえ、その契約の全部若しくは一部の解除、内容の変更又は履行の中止をなすことができる。

2　契約担当者又は契約者は、経済情勢の激変等により契約金額が著しく不適当となったときは、相手方に対する契約金額又は工事内容の変更を求めることができる。

(損害金)

第125条　契約担当者は、契約者が契約の履行期限又は期間内に契約を履行しないときは、契約者から遅延日数に応じ、契約金額から出来高部分に相当する契約金額を控除した額に、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）に定める率（以下「支払遅延利息率」という。）を乗じて計算した額の損害金を徴収する。

2　前項の損害金は、契約金支払のときに控除し、なお不足あるときは、別に徴収する。

(検査及び引渡し)

第126条　契約者は、工事が完成したときは、すみやかに契約担当者に工事完成の届出をしなければならない。

2　契約担当者は、前項の届出を受けたときは、すみやかに検査員に検査を行わせ、当該検査に合格したものについては、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3　前項の検査に合格しないときは、契約者は、契約担当者の指定する期間内に自己の負担においてこれを補修し、又は改造して契約担当者の再検査を受けなければならない。

4　第2項の規程は、前項の検査について準用する。

(完成部分の使用)

第127条　契約担当者は、工事の一部が完成した場合において、検査員に当該部分の検査を行わせ、当該検査に合格してものについては、その合格部分の全部又は一部を契約者の同意を得て、使用することができる。

2　必要があるときは、工事の未完成部分についても契約者の同意を得て、使用することができる。

3　前2項の場合において、契約担当者は、その使用部分について保管の責任を負い、その使用により契約者に損害をおよぼしたときは、その損害を賠償する。

4　前項の賠償額は、双方協議のうえ、これを定める。

(かし担保の期間)

第128条　契約者は、第126項に規定する引渡しの日から1年間(工事の目的物が石造、土造、れんが造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他土地の工作物又は地盤である場合にあっては、2年間)工事の目的物のかしについて担保の責任を負い、及びそれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、そのかしが契約者の故意又は重大な過失により生じたものであるときは、その期間は10年とする。

2　契約者は、前条第2項に規定する引渡しの日から1年間物件の購入の目的物のかしについて担保の責任を負い、及びそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(契約担当者の解除権)

第129条　契約者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1)　契約者の責に帰すべき事由により期限内又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込がないと明らかにに認められるとき。

(2)　正当な事由なしに所定の着手期日を過ぎても着工しないとき。

(3)　建設業法の規程により許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

(4)　前各号のほか、契約者が契約に違反し、契約の目的を達成することができないとき。

2　前項の規定により、契約を解除した場合において、工事の出来方部分で検査に合格したものは、契約担当者の所有とし、その部分に対する契約金相当額を支払う。

3　前項の場合において、前払金を支払っているときは、前払金を差引き精算し、前払金額に残額があるときは、契約者はこれに前払金の支払の日から返還の日までの期間の日数に支払遅延利息率を乗じて計算した金額に相当する額の利息を当該残額に加えた額を返還しなければならない。

(契約者の解除権)

第130条　契約者は、次の各号のいずれかに該当する事由のある場合は、契約を解除することができる。

(1)　第122条第1項の規定により工事を変更したため、契約金額が3分の1以下に減少したとき又は契約履行の中止期間が所定の工期の2分の1以上に達したとき。

(2)　契約担当者が契約に違反し、契約を完成することが不可能となったとき。

2　前項の規定により契約を解除した場合は、前条2項及び第3項の規程を準用する。この場合において、同条第3項中「これに前払金の支払いの日から返還の日までの期間の日数に支払遅延利息率を乗じて計算した金額に相当する額の利息を当該残額に加えた額を」とあるのは、「これを」と読み替えるものとする。

(解除による物件等の引渡し及び引き取り)

第131条　契約を解除した場合において、契約者は、貸与品、支給材料等を契約担当者に返還し、契約者が引渡しを受けるべき物件があるときは、双方協議のうえ定めた期間内にこれを引き取らなければならない。

2　契約者が、前項の期間内に物件の引取りをしないときは、契約担当者は、その物件を処分する。この場合において、契約者は、この処分について異議を申し出ることができないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第132条　契約担当者は、契約者をして、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡させ、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を書面により明らかにして町長の承認を得たときは、この限りでない。

2　契約の目的物又は支給した材料若しくは検査済の材料を第三者に売り払い、若しくは貸し付け、又は抵当権その他の担保の目的に供する禁止についても前項と同様とする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第133条　契約担当者は、契約者をして、契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委託させ、又は請け負わさせてはならない。

2　契約者は、契約の履行についてその一部を下請負に付したときは、直ちに下請負届を提出しなければならない。

3　契約担当者は、前項の届出による下請負人が契約履行について不適当であると認めるときは、変更させることができる。

(危険負担)

第134条　契約者は、天災その他不可抗力によって工事の目的物についてその引渡前に損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を契約担当者に通知しなければならない。

2　契約担当者は、前項の通知を受けたときは、前項の損害の調査を行い、その状況を確認しなければならない。

3　第1項の損害のうち、契約者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものと認められるもの及び火災保険その他により補填されたものを除いた部分については、契約担当者が約定によりこれを負担するものとする。

(部分払)

第135条　契約担当者は、契約に基づく給付の既済部分又は既納部分に対しその完済又は完納前に代金の一部を支払う特約があるときは、工事、製造その他の請負契約にあってはその既済部分が10分の4以上のものについては、その10分の9を限度として約定による部分払いをすることができる。また物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価の範囲内において、部分払をすることができる。

2　前項の場合において、既に前金払により当該代金の一部を前払いしているときは、前項の額から、その額に契約金額に対する前払金額の割合を乗じて得た額を控除しなければならない。

3　設計変更等の事由により契約金額が減額した場合においては、さきに支出した前払金が減額した契約金額に対して所定の率を超えるときは、前条の規定により計算した額から、変更後、最初の部分払いするときにその超える部分の額を控除しなければならない。

(公共工事の前金払)

第136条　契約担当者は、契約者が保証事業会社と前払法第2条第5項に規定する保証契約を締結し当該保証契約書(以下「保証証書」という。)を寄託した場合は、約定により前金払をすることができる。

2　前項の前金払の支払額の割合及び使途の範囲は、町長が別に定める。

3　前金払をした後に設計変更等の事由により契約金額を増額しても、前金払の額は増額しないものとする。ただし、当該契約金額の増額が著しく多額である場合で、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

4　契約担当者は、第125条第1項又は第3項の規定により工期の変更をした場合には、契約者をして直ちに前払金の保証契約を変更させ、変更後の保証証書を寄託させなければならない。前項ただし書の規定により前金払の額を増額しようとする場合においても同様とする。

(義務違反による前払金の返還)

第137条　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による前払金の全部又は一部を返還させることができる。

(1)　契約者が前払金を当該公共工事以外の目的に使用したとき。

(2)　契約者がその契約義務を履行しないとき。

(3)　当該公共工事に係る契約を解約し、又は解除したとき。

(紛争の解決)

第138条　契約履行について紛争を生じたときは、建設業法(昭和24年法律第100号)による建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により解決するものとする。

2　前項の審査会があっせん若しくは調停をしないものとし、又はあっせん若しくは調停を打ち切った場合において、その旨の通知を受けたときは、その紛争を、建設業法による建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(火災保険等)

第139条　契約担当者は、必要があると認めるときは、契約者に対して、工事目的物及び支給した材料品等に火災保険その他の保険を付させることができる。

2　前項の保険の時期、期間、金額及び保険会社については、双方協議のうえ、これを定めるものとし、契約者は、保険契約後、その証書を契約担当者に提示しなければならない。

第6節　監督及び検査

(監督及び検査義務)

第140条　契約担当者は、監督及び検査の円滑な実施を図るため、監督及び検査のために必要な事項を約定しなければならない。

2　法第234条の2第1項の規定による監督又は検査は、契約担当者自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、これをしなければならない。

3　契約担当者は、前項の規定により監督を行う者(以下「監督職員」という。)及び検査を行う者(以下「検査職員」という。)を契約者に通知しなければならない。

(監督)

第141条　監督職員は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、履行途中における使用材料の試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない。

2　前項の規定に基づく指示は、原則として書面をもって行わなければならない。

3　監督職員は、監督をしたときは、その内容、指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(異議の申し出)

第142条　契約者は、監督職員についてその監督又は指示が不適当と認められるときその他不当な行為があると認められるときは、その事由を明示した書面をもって、契約担当者に対してその旨を申し出ることができる。

2　契約担当者は、前項の申出を受理したときは、遅滞なく必要な措置を講じ、その旨を書面をもって通知しなければならない。

(検査)

第143条　検査職員は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは必要な検査をしなければならない。

(1)　契約者が給付を完了したとき。

(2)　部分払を行う必要があるとき。

(3)　物件の一部の納入があったとき。

(4)　給付の一部を使用しようとするとき。

2　前項の検査は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査しなければならない。

3　前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。この場合において、検査又は復元に要する費用は当該契約者が負担する旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

4　検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行が不完全であると認めるときは、契約者に必要な措置をとることを求め、その内容及び経過を記録しておかなければならない。

(検査の立会い)

第144条　検査職員は、前条の規定により検査をしようとするときは、必要に応じ監督職員以外の職員の立会いを求めることができる。

(検査調書の作成)

第145条　検査職員は、第144条の規定により検査をしたときは、検査調書(様式第74号)を作成しなければならない。ただし、契約金額が5万円以下のものについては、当該検査の結果その給付が当該契約の内容に適合しない場合を除き、検査調書の作成を省略することができる。

2　前項の規定により、検査調書の作成を省略した場合は、支出負担行為伺票(様式第40号)に検査した旨を記録しなければならない。

(対価の支払い)

第146条　支出決定権者は、第144条の規定による検査に合格したものでなければ、当該契約に係る支出の手続をすることができない。

2　第130条の規定により、契約を解約したときは、当該契約に基づく給付の既済部分又は既納部分で、検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

3　対価の一部について前金払又は部分払をしたものがあるときは、最終の対価の支払の際に、これを控除するものとする。